

子ども・子育て支援事業計画の中間年の見直しについて

1 子ども・子育て支援事業計画とは

平成 24 年 8 月に「子ども・子育て関連 3 法」が成立し、新たな子育て支援の仕組み「子ども・子育て支援新制度」がスタートしています。その中で、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実をめざし、5 年を 1 期とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」を定めるものとしています。

本市では、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの「子ども・子育て支援法」の考えを基本に、子どもとその保護者に必要な支援を行い、妊娠、出産期から学童期に至るまでの家庭を切れ目なく支援することにより、一人一人の子どもが安全かつ安心して健やかに育ち、社会の一員として成長することができる環境を整備することを目的に、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間を事業期間とする「明石市子ども・子育て支援事業計画」を平成 27 年 3 月に策定しました。

2 計画の内容と中間年の見直しについて

明石市子ども・子育て支援事業計画（以下「計画」という。）では、「子どもも親も輝ける 安心子育て いきいきあかし」を基本理念とし、①一人一人の子どもの心豊かな成長を育む環境づくり、②安心して子どもを産み育てることができる環境づくり、③子育て家庭を地域のみみんなで支える環境づくり、の 3 つを基本目標として子育て支援施策を推進しています。

計画には、教育や保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」やそれに対する「提供体制の確保の内容及びその実施時期（確保方策）」について定められており、計画内容と実態に隔たりが生じた場合は、計画の中間年（平成 29 年度）で見直しを行うこととしています。

なお、計画の見直しにあたっては、明石市子ども・子育て会議において意見を聴くこととされています。

3 明石市の子どもをめぐる状況について

計画中の第 2 章「子ども・子育てを取り巻く現状と課題」に掲げる、子どもの人口の推移、世帯構成の状況等について、計画策定後のデータを「資料 3」に取りまとめています。

4 中間年の見直しの考え方と見直し案について

直近の人口動向や、教育や保育、地域子ども・子育て支援事業の需給状況を勘案し、計画と大きな隔りがある項目について、計画中の第 4 章「量の見込みと確保方策」に掲げる平成 30・31 年度の「量の見込み」と「確保方策」について見直しを行うこととします。

各項目の平成 27 年度からの実績と必要な見直し案について、「資料 4」に事務局案として掲載しています。